

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく
「緊急事態宣言」解除に伴う日建連東北支部の事務局体制に関するお知らせ**

2021 年 9 月 13 日
一般社団法人日本建設業連合会東北支部

宮城県におきまして、新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言」が9月12日に解除され、同13日から「まん延防止等重点措置」に移行いたしました。

東北支部では、これまで原則として職員3名が事務所に出勤する事業継続体制を構築しておりましたが、今回の「緊急事態宣言」解除を受け9月13日(月)から通常の体制に戻ることといたしましたので、お知らせいたします。

以上